

広島県告示第七百八十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年八月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 区域

安芸郡熊野町

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実 施 期 日	器物受付時間	実 施 場 所
令和六年一〇月二一日	午前一〇時〜午後三時	熊野東防災交流センター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和六年一〇月二一日〜令和七年三月三一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会